

()宛)

(10)-54

様式12

2021年 4月 5日

茨城県知事

殿



住所

主たる事務所の所在地 6372-3

茨城県古河市尾崎 53 [REDACTED]

医療法人 あさひ会 [REDACTED]

理事長 八木原 淳史 [REDACTED]

電話 0280 (76) 1110
1446

決 算 届

令和 2年 1月 1日から 令和 2年 12月 31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

様式1 2

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

A. 社会医療法人の場合、次の書類を添付すること。

6. 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

B. 社会医療法人債を発行した法人の場合は、次の書類を添付すること。(ただし、10及び11は社会医療法人に限る。)

7. 純資産変動計算書
8. キャッシュ・フロー計算書
9. 附属明細書
10. 公認会計士又は監査法人の監査報告書
11. 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

(注) 1. 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りる。
2. 提出は毎会計年度終了後3月以内である。
3. 貸借対照表の純資産の額に変更があった場合は、登記事項（組合等登記令（昭和39年政令第29号）の変更登記が必要である。

[別 紙]
様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 2年 1月 1日 至 令和 2年 12月 31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人あさひ会

- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他

- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 茨城県古河市尾崎 5372-3

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成18年 3月31日

(4) 設立登記年月日 平成18年 3月31日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	八木原 淳史	管理者
理 事	八木原 真希	
同	八木原 和雄	
監 事	寺野 弘徳	

- 注) 1. 社会医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
歯科診療所	ファミリー歯科医院	茨城県古河市尾崎 5372-3	

[別 紙]

様式1

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
なし		

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 2年 2月 20日 令和元年度決算の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入した医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(9) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式 2

法人名 医療法人 あさひ会
 所在地 茨城県古河市尾崎5372-3

※医療法人整理番号	□	□	□	□
-----------	---	---	---	---

財 产 目 錄
 (令和 2年 1月 31日現在)

1. 資 産 領	55,412 千円
2. 負 債 領	5,280 千円
3. 純 資 産 領	50,132 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金額
A 流動資産	33,313
B 固定資産	22,099
C 資産合計 (A+B)	55,412
D 負債合計	5,280
E 純資産 (C-D)	50,132

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人 あさひ会
 所在地 茨城県古河市尾崎5372-3

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和 2年12月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	33,313	I 流動負債	4,618
II 固定資産	22,099	II 固定負債	662
1 有形固定資産	14,554	(うち医療機関債)	0
2 無形固定資産	0	負債合計	5,280
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	7,545 0	純資産の部	
		科 目	金 額
		I 出資金	25,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	25,132
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	50,132
資産合計	55,412	負債・純資産合計	55,412

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに
 に、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人 あさひ会
 所在地 茨城県古河市尾崎5372-3

※医療法人整理番号	□	□	□	□
-----------	---	---	---	---

損 益 計 算 書

(自 令和 2年 1月 1日 至 令和 2年 12月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	86,350
2 事業費用	88,061
本来業務事業利益	△ 1,711
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	1,711
II 事業外収益	2,526
III 事業外費用	0
経常利益	815
IV 特別利益	0
V 特別損失	266
税引前当期純利益	549
法人人税等	314
当期純利益	235

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人 あさひ会
 所在地 茨城県古河市尾崎5372-3

※医療法人整理番号 _____

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1)法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額(千円)	事業内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2)個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監事監査報告書

医療法人 あさひ会
理事長 八木原 淳史 殿

私（注1）は、医療法人 あさひ会の令和2年会計年度（令和 2年 1月 1日から令和 2年 12月 31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 3年 2月 22日

医療法人 あさひ会

監事 寺野 弘徳

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。